

改正児童福祉法の施行について

- (1) 児童相談に関する体制の充実
- (2) 児童福祉施設、里親等の見直し
- (3) 要保護児童に関する司法関与の見直し

※ 平成16年12月3日公布

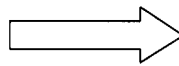
※ (1)及び(3)は平成17年4月1日施行
(2)は平成17年1月1日施行

(2) 児童福祉施設、里親等の見直し

① 乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件の見直し

乳児院:0～2歳未満

児童養護施設:1～18歳未満



ケアの連続性

乳児院:0～小学校就学前

児童養護施設:0～18歳未満

【乳児院に小学校就学前児童を入所させることのできる場合の具体例】

- ・ 児童に疾病や障害があり、引き続き乳児院で処遇することが適当であると判断される場合
- ・ 保護者の家庭環境が整備され、ほどなく家庭に引き取られることが明らかな場合や、近々に里親委託や養子縁組の成立が見込まれる場合
- ・ きょうだいで別々の施設に措置することが児童の福祉に反する場合

※ 児童や家庭環境の状況及び保護者や施設長の意見等を踏まえ、児童相談所長が総合的に判断すべきもの

【児童養護施設に乳児を入所させることのできる場合の具体例】

- ・ きょうだいで別々の施設に措置することが児童の福祉に反する場合
- ・ 小学校就学後も家庭等に引き取られる見込みが極めて低い場合

※ 児童や家庭環境の状況及び保護者や施設長の意見等を踏まえ、児童相談所長が総合的に判断すべきもの

※ 児童養護施設への乳児の措置については、

- ・ 看護師による適切なケアが受けられること
- ・ 乳児院で行われている養育の内容(定時の授乳やおむつ交換等)が行われること

に十分留意すること。

② 受託児童の監護、教育及び懲戒に関する里親の権限の明確化

※ 当然ながら、懲戒に関する措置は、あくまでも児童の健全な育成のために認められるものであり、体罰や言葉による暴力、性的な嫌がらせなど、児童に大きな苦痛や屈辱感を与える等の行為は懲戒に関する措置として許されない。

③ 児童福祉施設及び児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の業務として、退所した児童に対する相談その他の援助を位置付ける

④ 保護受託者制度の廃止(一定の要件の下に、里親が職業指導を実施)

※ 里親が行う職業指導は、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。このため、児童の労働力の搾取を目的として行ってはならない。このため、

ア 都道府県知事が児童に対し職業指導を行うことが適当であると認め、かつ、当該児童の同意を得た場合に限り、里親は職業指導を行うことができる

イ 職業指導の対象となる児童は、義務教育を終了したものとす

ウ 職業指導の期間は、原則として1年以内とし、都道府県知事が必要と認め、かつ、当該児童が同意した場合には期間を更新できるものとす

⑤ 児童福祉施設最低基準の改正

○ 虐待等の禁止

もとより、児童福祉施設の職員は、入所している子どもに対して、児童虐待防止法に規定する児童虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものであるが、今般、その旨を児童福祉施設最低基準に明記(17年1月1日施行)。

○ 秘密保持義務

もとより、児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものであるが、今般、児童福祉施設の職員等の守秘義務として、

ア 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと

イ 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないことを明記(17年1月1日施行)

イの具体的な内容については、従業者との雇用時等に、児童福祉施設の従業者が従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を取り決めるとともに、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずることが考えられる。

○ 児童福祉施設職員の専門性の確保

ア 児童福祉施設の職員は、各施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこと

イ 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないことを明記(17年4月1日施行)

○ 自立支援計画の策定

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の各施設長は、入所児童等に対して計画的な自立支援を行うため、個々の入所児童等に対する支援の計画を策定しなければならないことを規定

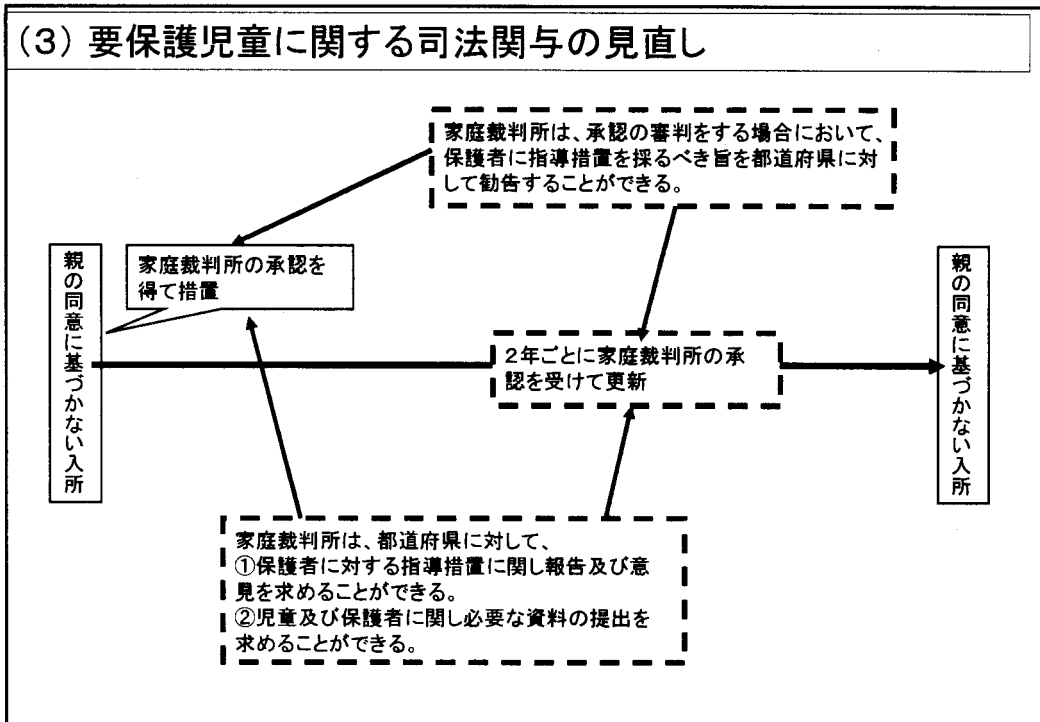
(17年4月1日施行)

なお、児童福祉施設に対する措置が行われてから児童福祉施設が子ども等の実態把握・評価に基づき自立支援計画を策定するまでの数ヶ月間は、児童相談所の策定した援助指針を自立支援計画として活用し支援することも差し支えない。

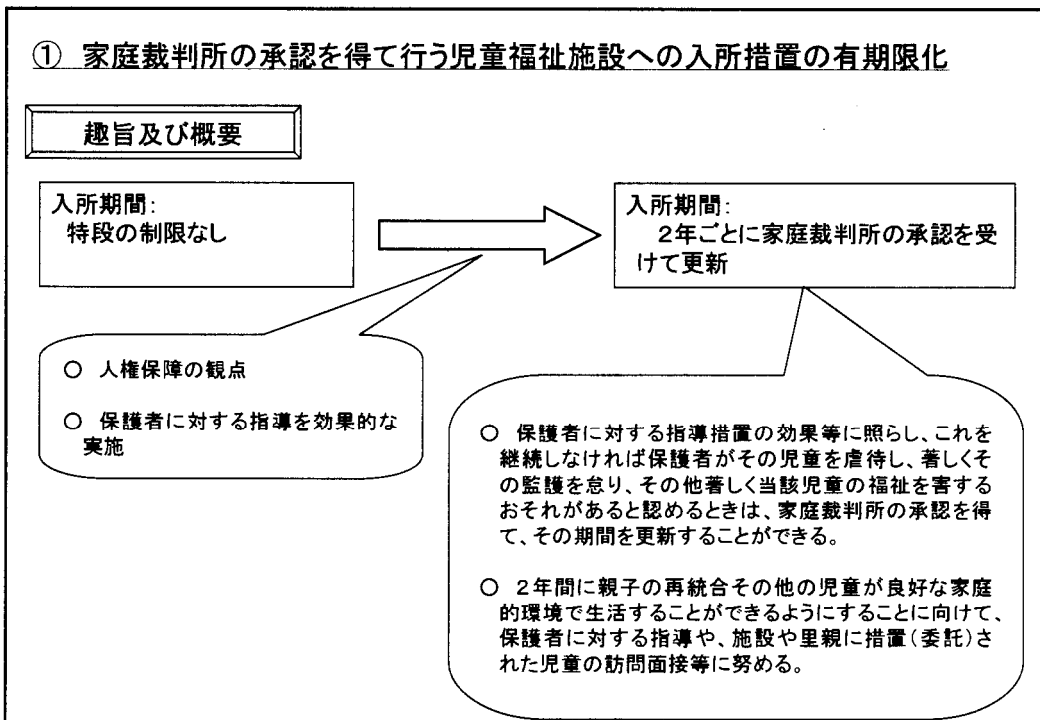
○ 苦情解決における第三者委員の設置

施設内虐待等を防止するためには施設運営の透明性の確保も重要な手段の一つであることから、障害児施設を含め措置施設を対象に、苦情解決の仕組みの例示として、現行の「受付窓口の設置」に加え「施設職員以外の者の関与」を追加し、第三者委員の設置を推進することとした(17年4月1日施行)。

(3) 要保護児童に関する司法関与の見直し



① 家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉施設への入所措置の有期限化



期間の更新について

- ※ 「当該措置に係る保護者に対する指導措置の効果等に照らし」との文言は、保護者が改善していないにもかかわらず漫然と子どもを家庭に帰し再び虐待が行われるようなことがないよう、それまでの「保護者に対する指導措置の効果」は特に吟味する必要があるとの認識から、衆議院において全会一致で修正・追加された
- ※ 保護者指導の効果を勘案することは当然であるが、例えば、性的虐待を受けた子どもなどは、保護者の顔を見るだけで通常の生活を送れないこともあることから、更新に際しては、子どもの心身の状態にも十分に配慮するなど諸要素を総合的に判断することが必要
- ※ 措置の更新の承認の申立ての時期は家庭裁判所と適宜調整を図ることとし、事例ごとに、措置開始(又は更新措置開始)から2年が経過する日から審理及び審判の確定に要する期間(2～3か月程度)を見込んだ上で前もって、所要の資料を準備し、申立てを行うことが必要

措置の解除について

- ※ 家庭裁判所の承認は不要だが、児童を保護者の元に帰すか否かの判断は極めて重要。保護者に対する指導措置の効果や児童の心身の状態、地域のサポート体制などについての総合的な評価に基づき検討し、判断する必要がある。
- ※ 客観性と専門性の向上の観点から、できる限り児童福祉審議会の意見聴取を行うよう努められたい。

期間を超えた措置の継続

- ※ 更新の申立てを行った場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる
- ※ 家庭裁判所において申立てを却下する審判(措置の期間の更新を認めない判断)が出されたケースであっても、この審判が確定するまでの間(高等裁判所で争っている間)は、引き続き当該措置を採ることができる。
- ※ ただし、確定していない下級審の審判も一定程度尊重されるべきであり、措置継続の要否については慎重に検討する必要がある。

【参考】審判の確定

①家庭裁判所の審判

即時抗告が可能。申立期間は2週間。→ 2週間経過 → 審判確定

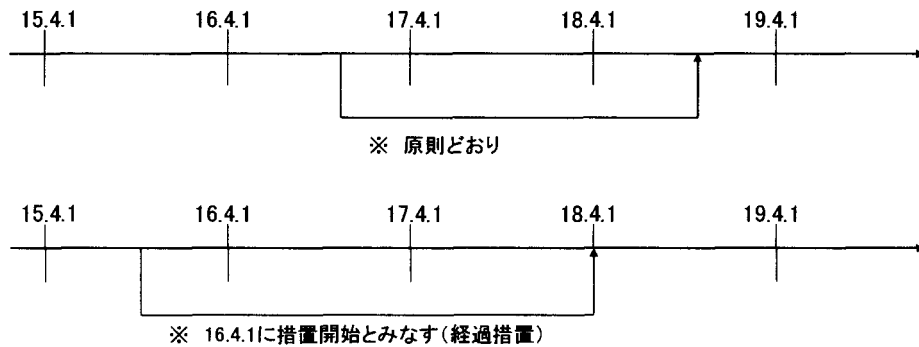
↓ 申立て

②高等裁判所の決定により確定

※ ただし、法律の規定に従い、最高裁判所に特別抗告(民事訴訟法336条)・許可抗告(同337条)をすることは可能。

経過措置について

- ① 平成16年4月1日～平成17年3月31日に開始された措置
 - 施行後に開始された措置と同様に、措置開始から2年が経過した時点で期間満了。
- ② 平成16年3月31日以前に開始された措置
 - 経過措置により平成16年4月1日に措置が開始したものとみなす(=期間は平成18年3月31日に満了)



② 保護者指導の実効性の確保の観点からの見直し

従来

ねばり強い説得

児童虐待防止法に基づく
都道府県知事による勧告

改正

家庭裁判所における保護者指導に関する報告・意見の聴取

家庭裁判所による保護者指導措置を採るべき旨の勧告

- ① 審判の申立前に行った保護者指導措置の結果に関する報告や意見
 - ② 審判の過程において一定期間保護者指導措置を継続し、その結果に関する報告や意見を求めることができる。
- ※ 虐待事例の中には、家庭裁判所の審判の過程で子どもとの分離を目前にすれば、それを契機に保護者が児童相談所の指導に従い、養育態度等の改善につながる可能性があるかと判断する事例も存在すると考えられる。

- 家庭裁判所は、施設入所等の措置を承認する審判を行う場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うために、保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。
- 2年後の更新の審判に向けて、保護者が児童相談所による指導措置に従い、養育態度等の改善に取り組むインセンティブが高まるものと期待される

児童福祉法第28条承認件数

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
全 国	99	87	105
北海道	4	2	4
青森県	1	1	6
岩手県	-	1	-
宮城県	3	6	2
秋田県	-	-	-
山形県	-	-	-
福島県	2	2	3
茨城県	-	1	-
栃木県	1	1	-
群馬県	1	1	-
埼玉県	5	6	11
千葉県	2	1	3
東京都	7	9	17
神奈川県	6	-	1
新潟県	-	-	2
富山県	-	-	1
石川県	3	-	-
福井県	-	-	-
山梨県	1	-	3
長野県	-	1	2
岐阜県	3	1	4
静岡県	5	1	2
愛知県	-	2	2
三重県	-	9	4
滋賀県	3	2	1
京都府	-	-	-
大阪府	4	-	7
兵庫県	3	6	2
奈良県	2	1	-
和歌山県	4	1	-
鳥取県	1	-	1
島根県	-	-	-
岡山県	-	1	1
広島県	-	1	2
徳島県	-	-	-
香川県	-	-	3
愛媛県	-	-	1
高知県	1	-	-
福岡県	3	3	2
佐賀県	-	1	-
長崎県	-	-	-
熊本県	1	1	-
大分県	2	-	1
宮崎県	2	-	-
鹿児島県	1	-	-
沖縄県	-	-	-
指定都市(別掲)			
札幌市	-	2	1
仙台市	1	-	-
さいたま市	-	-	2
千葉市	-	-	-
横浜市	3	4	1
川崎市	4	1	3
名古屋市	2	2	2
京都市	6	5	1
大阪市	8	5	4
神戸市	2	1	1
広島市	-	-	1
北九州市	-	5	1
福岡市	2	-	-

児童福祉法 28 条事件の動向と事件処理の実情

平成 15 年 11 月 20 日～平成 16 年 11 月 19 日

最高裁判所事務総局家庭局

1 児童福祉法28条事件の動向

児童福祉法28条事件の申立件数は、別紙のとおりであり、平成13年には169件となり、平成元年の約1.2倍、対前年比の約1.2倍という急激な伸びを示した後、平成14年には129件と若干減少していたが、平成15年には、152件と再び増加に転じ、平成16年には234件と大幅に増加した。

本資料は、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）が施行されて4年目に当たる平成15年11月20日から平成16年11月19日までに全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法28条事件のうち、193件の事案の特徴を分析し、併せてその事件処理の実情を紹介するものである。

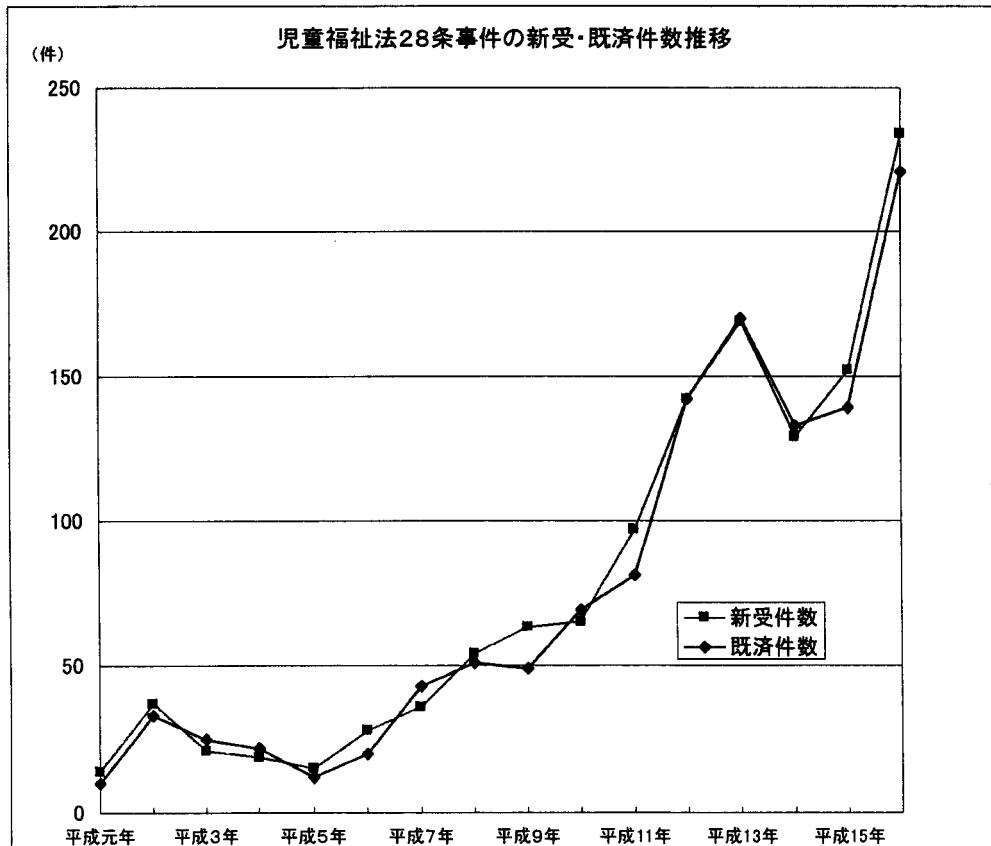
(別紙)

児童福祉法28条事件

	新受件数	既済件数	認容	却下	取下げ	その他
平成元年	14	10	3	0	4	3
平成2年	37	33	19	2	12	0
平成3年	21	25	17	0	8	0
平成4年	19	22	18	0	4	0
平成5年	15	12	6	0	6	0
平成6年	28	20	12	0	8	0
平成7年	36	43	18	1	22	2
平成8年	54	51	39	0	12	0
平成9年	63	49	36	0	13	0
平成10年	65	69	40	1	26	2
平成11年	97	81	58	0	23	0
平成12年	142	142	101	6	35	0
平成13年	169	170	131	2	36	1
平成14年	129	133	93	6	34	0
平成15年	152	139	106	4	24	5
平成16年	234	221	163	9	44	5

※ 件数は司法統計による。

※ 平成16年は速報値である。



2 児童福祉法28条事件の実情

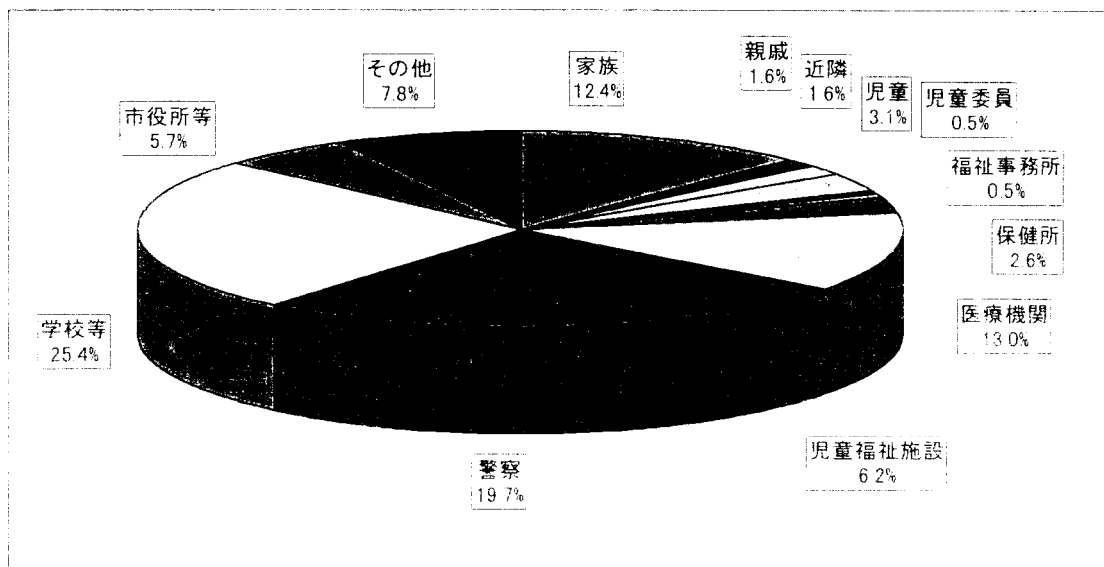
(1) 通告者別件数（資料1）

○通告者別件数をみると、学校等25.4%、警察19.7%、医療機関13.0%、児童福祉施設6.2%、市役所等5.7%などとなっており、福祉事務所、児童委員、保健所も含む関係機関から通告された割合が73.6%を占めている。一方、家族が12.4%、親戚が1.6%などとなっている。

- ・通告者別件数は、被虐待状況を児童相談所に通告した機関（者）を集計したものである。
- ・「その他」は、通告機関が不詳なもの等である。

（資料1）通告者

家族	親戚	近隣	児童	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	市役所等	その他	合計
24	3	3	6	1	1	5	25	12	38	49	11	15	193



(2) 児童の年齢別件数（資料2）

○児童福祉法28条事件（以下「法28条事件」という。）の対象となった児童の年齢別割合を見ると、小学生が45.6%、中学生が17.6%、0歳から3歳未満が16.6%、3歳から学齢期前の児童が14.0%などとなっている。

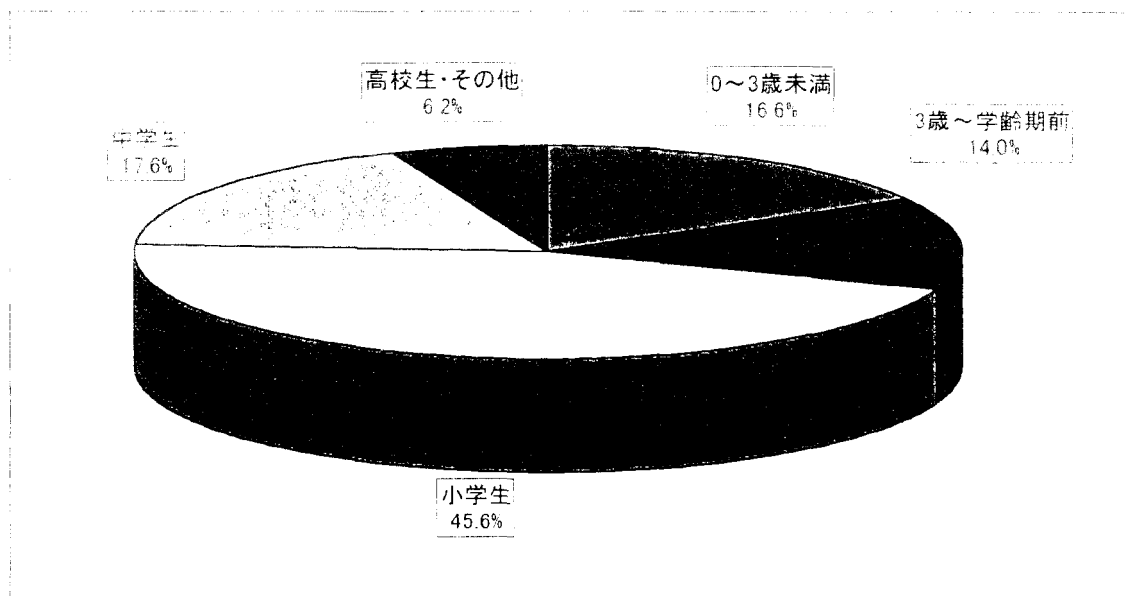
なお、0歳の児童の法28条事件は11件（5.7%）あった。

○学齢期以上にある年齢の児童の割合は、全体の69.4%を占めている。

（資料2）児童の年齢

※年齢は申立時

児童の年齢	0～3歳未満	3歳～学齢期前	小学生	中学生	高校生・その他	合計
人数	32	27	88	34	12	193



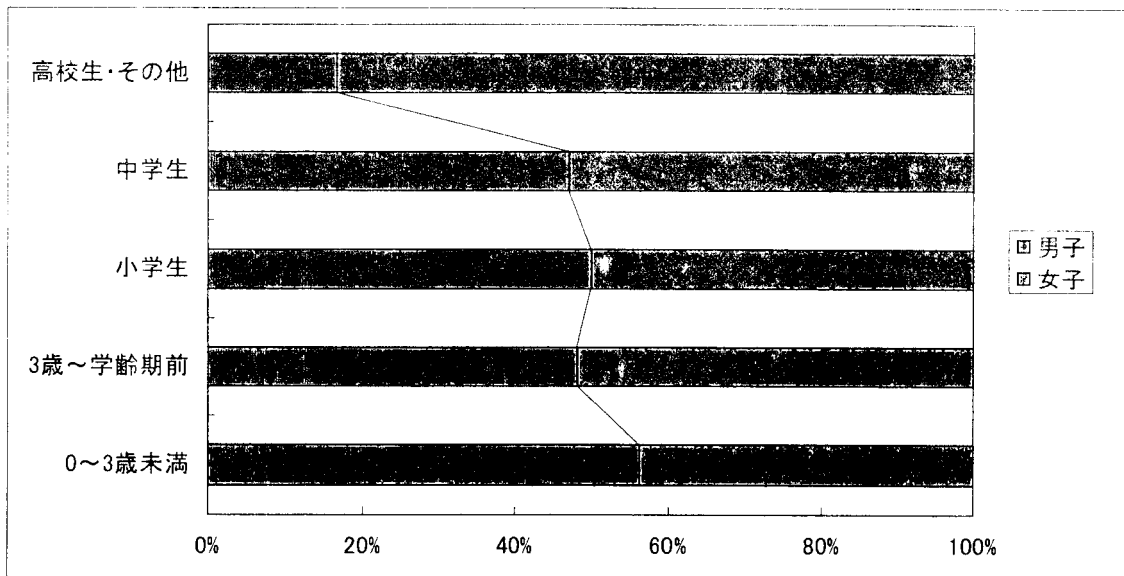
(3) 児童の性別と年齢別件数（資料3）

○法28条事件の対象となった児童の男女比は、男子が48.2%、女子が51.8%となっている。

○児童の性別と年齢の相関関係を見ると、中学生までは、男子・女子がほぼ同じ割合であるのに対し、高校生・その他では女子の占める割合は83.3%となっている。

（資料3）児童の年齢と性別

年齢	0～3歳未満	3歳～学齢期前	小学生	中学生	高校生・その他	合計	比率
男子	18	13	44	16	2	93	48.2%
女子	14	14	44	18	10	100	51.8%
合計	32	27	88	34	12	193	100.0%

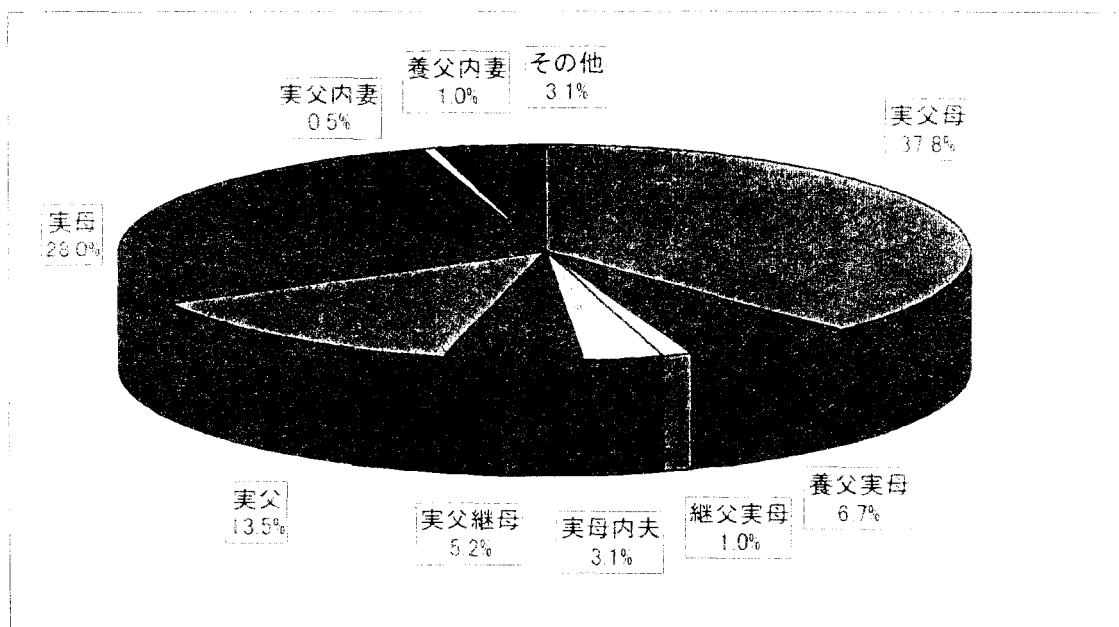


(4) 保護者別件数 (資料4)

○法28条事件の対象となった児童の保護者を見ると、実父と実母が37.8%、実母のみが28.0%、実父のみが13.5%、養父と実母が6.7%、実父と継母が5.2%などとなっている。

(資料4) 保護者別件数

実父母	養父実母	継父実母	実母内夫	実父継母	実父	実母	実父内妻	養父内妻	その他	計
73	13	2	6	10	26	54	1	2	6	193



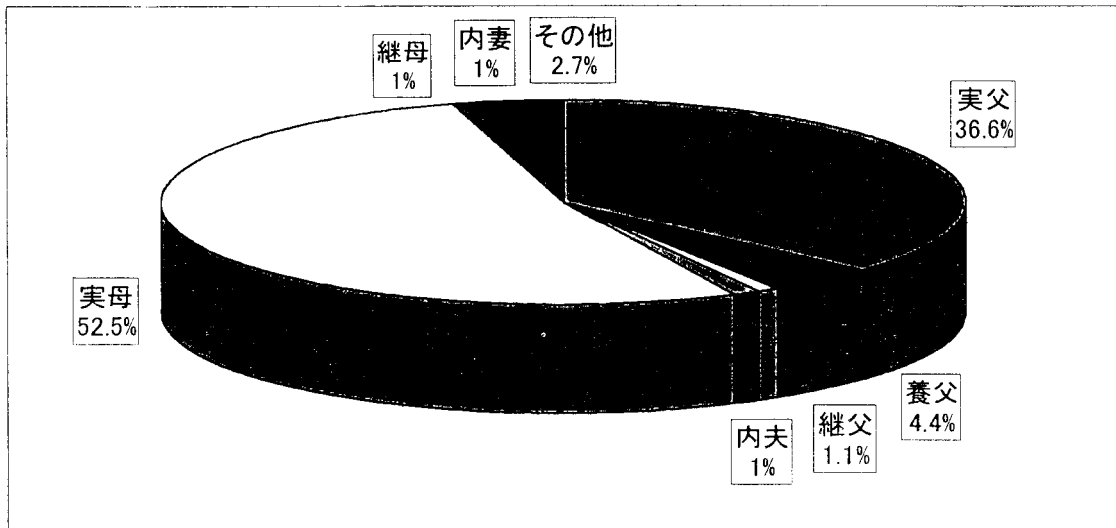
(5) 主たる虐待者別件数（資料5）

○法28条事件における主たる虐待者を見ると、実母が52.5%、実父が36.6%などとなっている。

（資料5）主たる虐待者

主たる虐待者	実父	養父	継父	実母の内夫	実母	養母	継母	実父の内妻	その他	計
件数	67	8	2	2	96	0	2	1	5	183

※ 複数の保護者による虐待で程度に差がない事例が10事例あったため、合計は183事例である。



(6) 虐待の態様別件数（資料6）

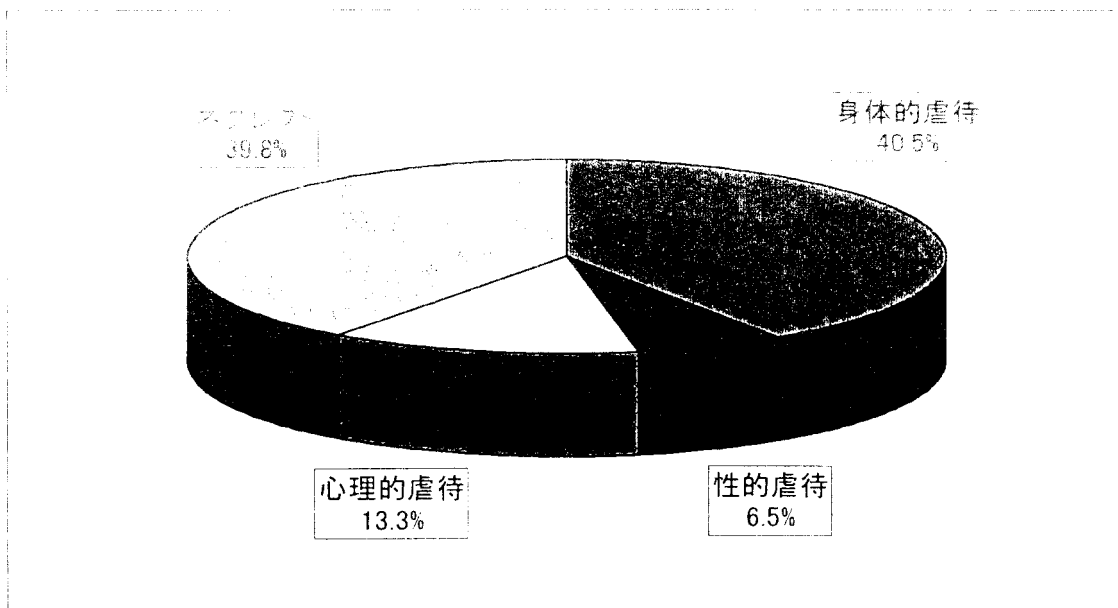
○法28条事件における虐待の態様別件数を見ると、身体的虐待が40.5%と最も多く、ほぼ同じ割合でネグレクトが39.8%、次いで心理的虐待が13.3%、性的虐待が6.5%となっている。

・虐待の態様については重複集計したものである。

（資料6）虐待の態様

虐待の態様	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
件数	113	18	37	111	279

※ 複数の類型につき重複集計しているため、合計は193件にならない。



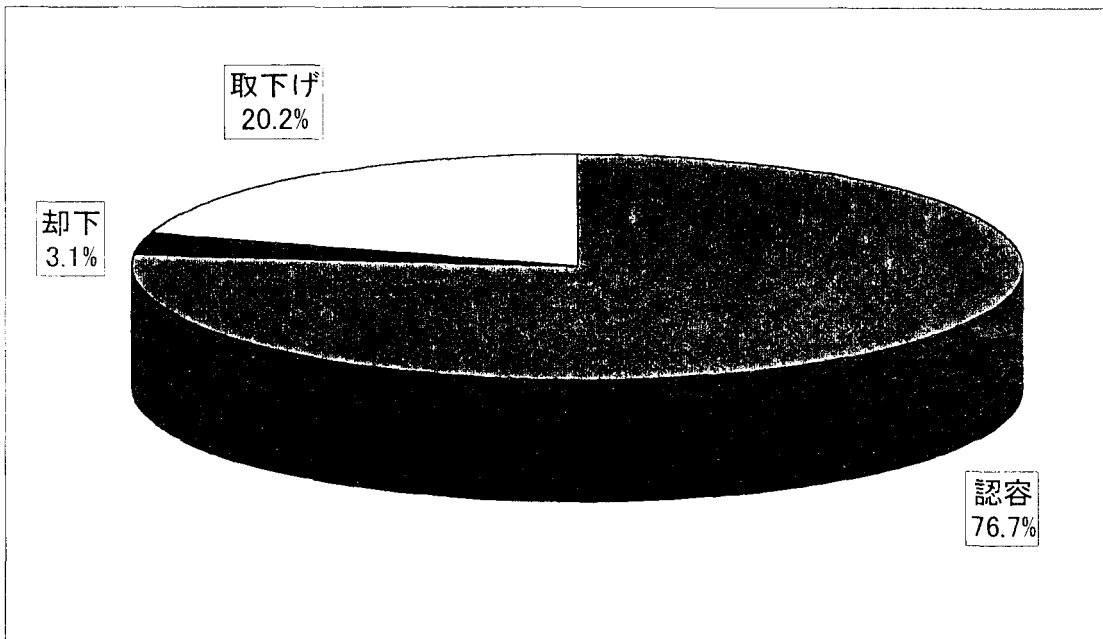
(7) 終局区分別件数（資料7）

○法28条事件の終局区分については、認容が76.7%、取下げが20.2%、却下が3.1%となっている。

- ・取下げの事例の多くは、家庭裁判所に係属中に保護者の同意が得られたというものである。

（資料7）終局区分

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	148	6	39	193



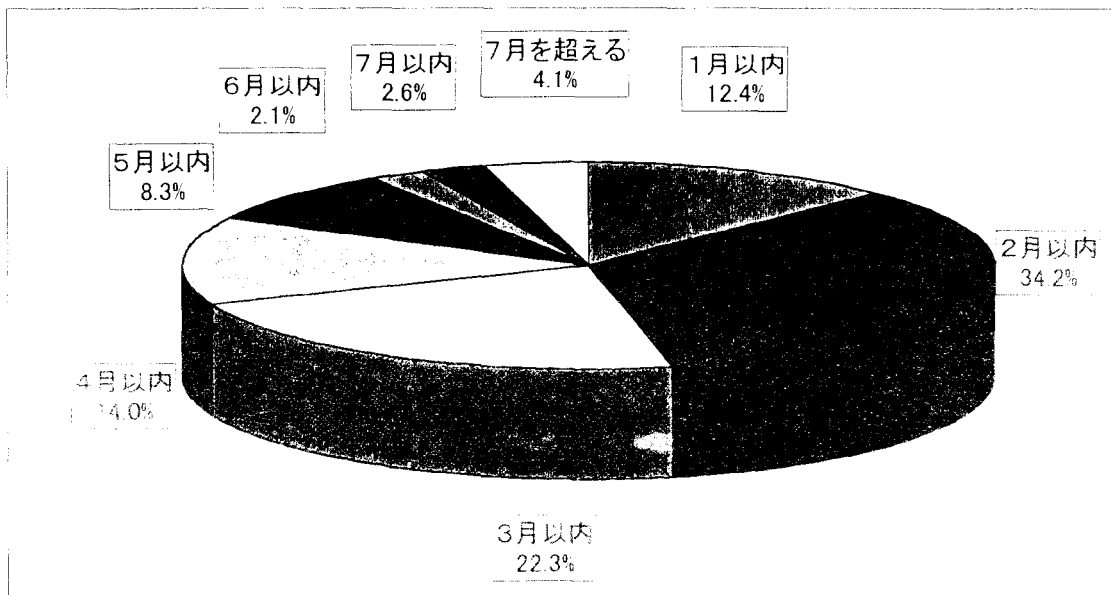
(8) 審理期間別件数 (資料8)

○2か月以内に46.6%の事件が、3か月以内に68.9%の事件が終局している。

○法28条事件の平均審理期間は82.7日である。

(資料8) 審理期間別件数

審理期間	1月以内	2月以内	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	7月以内	7月を超える	合計
件数	24	66	43	27	16	4	5	8	193

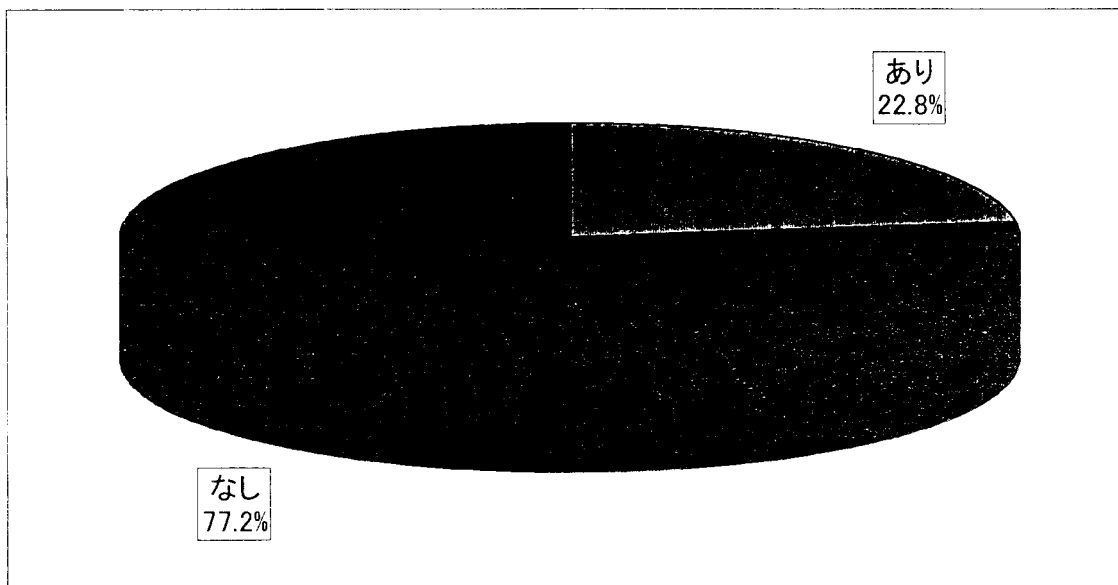


(9) 申立人代理人選任率 (資料9)

○弁護士が申立人代理人に選任されている法28条事件は、全体の22.8%となっている。

(資料9) 申立人代理人

申立人代理人選任 件数	あり	なし	合計
	44	149	193



平成17年2月

少年非行等の概要
(平成16年1～12月)

警察庁生活安全局少年課

10 児童虐待事件の検挙状況

(1) 態様別検挙状況

児童虐待事件の態様別検挙状況

	総数			身体的虐待			性的虐待			怠慢又は拒否			心理的虐待		
	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数
16年	229	253	239	176	193	186	39	42	39	14	18	14	0	0	0
15年	157	183	166	109	130	115	29	29	32	19	24	19	0	0	0
増減数	72	70	73	67	63	71	10	13	7	▲5	▲6	▲5	0	0	0
増減率	45.9	38.3	44.0	61.5	48.5	61.7	34.5	44.8	21.9	▲26.3	▲25.0	▲26.3	—	—	—
14年	172	184	179	119	127	121	33	32	36	20	25	22	0	0	0
13年	189	216	194	136	156	139	32	33	32	21	27	23	0	0	0
12年	186	208	190	124	139	127	44	44	44	18	25	19	0	0	0
11年	120	130	124	62	69	64	24	27	26	34	34	34	0	0	0

(2) 罪種別検挙状況

児童虐待事件の罪種別検挙件数

	総数	殺	傷		暴	速	強	強	児	青	保	重	覚
			害	害									
	数	人	害	害	行	禁	姦	わ	福	保	責	失	剤
				致				い	祉	任	致	死	取
				死				せ	法	者	傷	締	締
								つ	違	遺		法	違
									反	棄		違	反
16年	229	30	128	22	16	1	15	8	15	1	12	3	0
構成比	100.0	13.1	55.9	9.6	7.0	0.4	6.6	3.5	6.6	0.4	5.2	1.3	0.0
15年	157	23	80	17	6	0	6	3	18	2	16	3	0
構成比	100.0	14.6	51.0	10.8	3.8	0.0	3.8	1.9	11.5	1.3	10.2	1.9	0.0
増減数	72	7	48	5	10	1	9	5	▲3	▲1	▲4	0	0
増減率	45.9	30.4	60.0	29.4	166.7	—	150.0	166.7	▲16.7	▲50.0	▲25.0	0.0	—
14年	172	19	94	18	5	1	7	4	22	0	20	0	0
13年	189	31	97	23	8	0	4	5	13	10	17	3	1
12年	186	31	92	20	4	0	15	9	17	3	13	2	0
11年	120	19	42	15	1	0	12	3	12	7	20	4	0